

浜松市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定により指定医療機関から変更の届出があつたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野 祐介

指定医療機関等の名称又は氏名	指定医療機関等の所在地又は住所	変更事項	変更内容		変更年月日
訪問看護ステーション やわらぎ高林	浜松市中央区高林五丁目 1 番 23 号	管理者	旧	大石 豪	令和 8 年 2 月 1 日
			新	中島 隆人	